

令和3年3月22日

令和2年度共同利用採択者 各位

共同利用掛

共同利用来所者の入構制限解除について

標記のことにつきまして、令和3年3月22日より緊急事態宣言が全面解除されたことに伴い、1月8日及び14日付にて通知しておりました以下の共同利用来所に係る入構制限につきましても解除といたします。

なお、来所にあたっては、引き続き、感染防止対策の徹底等十分にご留意下さるようよろしくお願いいたします。

---

(1月8日及び14日通知の制限事項)

緊急事態宣言の発令が解除されるまでの間、緊急事態宣言発令対象地域からの来所を原則禁止する。

なお、やむを得ず当該発令対象地域から来所を希望する場合は、事前に所内連絡者にご相談下さい。

---

【問合せ先】

京都大学複合原子力科学研究所

事務部共同利用掛

TEL : 072-451-2312

Mail : kyodo2312@rri.kyoto-u.ac.jp